

1 第171回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第171回国会(常会)は、平成21年(2009年)1月5日に召集された。開会式は召集日当日に参議院議場で行われた。国会の会期は、当初6月3日までの計150日間であったが、6月2日に7月28日まで55日間延長され、その後、7月21日に衆議院が解散されたため、最終的な会期は計198日間となった。

なお、衆議院解散に伴う第45回衆議院議員総選挙の期日については、解散後の臨時閣議で、8月18日公示、8月30日投票とすることが決定された。

(院の構成)

参議院では、1月5日(召集日)の本会議で、議席の指定、常任委員長(総務、外交防衛、財政金融、厚生労働、農林水産、経済産業、基本政策、決算)及び選挙(同)、特別委員会の設置(災害、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA)を行った。また、4月22日の本会議で消費者問題特別委員会が設置され、同委員会に消費者庁関連法案が付託された。

衆議院では、1月5日の本会議で、新設の消費者問題特別委員会を含む7特別委員会が設置された。また、3月19日の本会議で、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会については、目的を海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するためとし、その名称を海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協

力支援活動等に関する特別委員会とすることが決定された。

さらに衆議院では、6月11日の本会議で衆議院憲法審査会規程案が可決されたが、委員の選任等は行われなかった。

(国務大臣の演説・質疑)

1月5日、平成二十年度第二次補正予算の提出に伴い、衆参両院の本会議で財政演説(中川財務大臣)が行われた。財政演説に対する質疑は、衆議院本会議で翌6日、参議院本会議で7日に行われた。

1月28日、衆参両院の本会議で政府4演説として施政方針演説(麻生内閣総理大臣)、外交演説(中曽根外務大臣)、財政演説(中川財務大臣)、経済演説(与謝野国務大臣)が行われた。政府4演説に対する質疑(代表質問)は、衆議院本会議で1月29日及び30日、参議院本会議で30日及び2月2日に行われた。

4月27日、平成二十一年度補正予算の提出に伴い、衆参両院の本会議で財政演説(与謝野財務大臣)が行われた。財政演説に対する質疑は、衆参両院の本会議で翌28日に行われた。

(党首討論)

今国会における国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は、5月27日、6月17日に開会され、鳩山民主党代表と麻生内閣総理大臣との間で討議が行われた。

2 予算・決算

(1)平成二十年度第二次補正予算

平成二十年度第二次補正予算3案は、生活対策(平成20年10月30日決定)及び生活防衛のための緊急対策(同年12月19日決定)を実施するために必要な経費の追加等を内容とするものであった。

一般会計については、歳出面において、「定額給付金」(1人1万2,000円、65歳以上及び18歳以下に8,000円を加算)を給付するための家計緊急支援対策費2兆395億円、中小・小規模企業等の資金繰り対策のためセーフティネットとしての貸付・保証枠の拡大等を行うための経営安定関連金融対策費4,905億円などを計上する一方、歳入面においては、租税及印紙収入7兆1,250億円の減収を見込むとともに、財政投融资特別会計から4兆1,580億円を受け入れるほか、7兆4,250億円の公債の追加発行を行うことなどを内容とするものであった(補正後の公債依存度は37.3%)。これらの結果、平成二十年度一般会計第二次補正後予算の総額は88兆9,112億円(第一次補正後予算に対して4兆7,858億円の増加)となった。このほか、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととされ、1月5日、平成二十年度第二次補正予算3案は提出された。

衆議院では、予算委員会で、平成二十年度第二次補正予算3案並びに一般会計及び特別会計に対する民主、社民、国民の共同提案による両修正案(定額給付金給付事業助成費2兆395億円の削除等)について、1月7日に趣旨説明を聴取し、8日、9日、13日に質疑を行った後、同日に採決の結果、両修正案を否決し、3案を原案どおり可決し

た。同日の本会議で平成二十年度第二次補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、平成二十年度第二次補正予算3案並びに一般会計及び特別会計に対する民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)、社民の共同提案による両修正案(一般会計について、歳出において定額給付金給付事業助成費2兆395億円を削除し、歳入において特別会計受入金を同額減額する等)について、1月19日に趣旨説明を聴取し、同日及び20日に質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)、21日に参考人質疑及び一般質疑、23日に視察(東京都)、26日に締めくり質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、同日、3案について採決を行った結果、一般会計補正予算及び特別会計補正予算の2案は両修正案を可決して修正議決し、政府関係機関補正予算は否決した。

同日(1月26日)の本会議で、平成二十年度第二次補正予算3案(緊急上程)の採決が行われ、3案のうち一般会計補正予算及び特別会計補正予算の2案は、記名投票をもって採決の結果、委員長報告のとおり修正議決され、衆議院に回付された。参議院で予算が修正議決されたのは、現行憲法下で初めてのことであった。政府関係機関補正予算は否決され、衆議院に返付された。衆議院は、同日の本会議で、一般会計補正予算及び特別会計補正予算について参議院回付案に同意しないことに決定した。

これらを受け、同日(1月26日)及び27日に平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外一件両院協議会が、27日に平成二十

年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会が、それぞれ開かれたが、いずれも成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十年度第二次補正予算3案はすべて成立した。

(2)平成二十一年度総予算

平成二十一年度総予算3案は、一般歳出について、基礎年金国庫負担割合の引上げ分2兆3,002億円を含む社会保障関係費2兆4,834億円、道路特定財源の一般財源化に際し創設される地域活力基盤創造交付金9,400億円、経済金融情勢の変化等を踏まえ果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うための経済緊急対応予備費1兆円(新設)などを計上するものであった。

一般歳出の総額は計5兆1兆7,310億円(前年度当初予算に対して4兆4,465億円増加)となり、これに地方交付税交付金等1兆6兆5,733億円(同9,597億円増加)と国債費2兆2,437億円(同805億円増加)を合わせた一般会計予算の規模は8兆5,480億円(同5兆4,867億円増加)となった。

歳入については、租税及印紙収入は4兆1,030億円(景気の悪化等により同7兆4,510億円減少)、その他収入は財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの4兆2,350億円の受入れを含め9兆1,510億円を見込むほか、公債金は3兆2,940億円(同7兆9,460億円増加)とした。これにより、公債依存度は、37.6%(20年度当初予算30.5%)となった。

平成二十一年度総予算3案は1月19日に提出された。

衆議院では、予算委員会で、2月2日に趣旨説明を聴取し、3日から質疑を行い、27

日に質疑を行った後、採決の結果、撤回のうえ編成替えを求める動議(共産提案)を否決し、3案を原案どおり可決した。同日の本会議で平成二十一年度総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、3月4日に趣旨説明を聴取し、5日及び6日に基本的質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後一般質疑を9日(麻生内閣総理大臣及び関係大臣出席)、10日、11日、16日午前、18日、23日、26日に行った。このほか、集中審議(麻生内閣総理大臣及び関係大臣出席)を12日(経済・雇用・社会保障)、16日午後(行革・天下り・郵政)、19日(外交・安全保障等)に行ったほか、13日に構造改革について参考人質疑を行った。また、公聴会を17日に行い、各委員会における委嘱審査を24日(常任委員会)及び25日(特別委員会)に行った。27日に締めくくり質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、採決を行った結果、3案は否決された。

同日(3月27日)の本会議で、平成二十一年度総予算3案(緊急上程)は、記名投票をもって採決の結果、否決され、衆議院に返付された。これを受け、同日に両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十一年度総予算3案は成立した。

(3)平成二十一年度補正予算

平成二十一年度補正予算3案は、「経済危機対策」(4月10日決定)を実施するために必要な経費の追加等を内容とするものであった。

一般会計については、歳出面において

は、経済危機対策関係経費として①雇用対策1兆2,698億円、②金融対策2兆9,659億円、③低炭素革命1兆5,775億円、④健康長寿・子育て2兆221億円、⑤底力発揮・21世紀型インフラ整備2兆5,775億円、⑥地域活性化等1,981億円、⑦安全・安心確保等1兆7,089億円、⑧地方公共団体への配慮2兆3,790億円、合計14兆6,987億円を計上するほか、国債整理基金特別会計へ繰入768億円を計上する一方、経済緊急対応予備費の減額8,500億円を行うこととされた。

他方、歳入面においては、公債金について、建設公債7兆3,320億円、特例公債3兆4,870億円、合わせて10兆8,190億円の公債の増発を行うこととされた。この結果、補正後の公債金は44兆1,130億円、公債依存度は43.0%となった。

これらの結果、平成二十一年度一般会計補正後予算の総額は、102兆4,736億円(当初予算に対して13兆9,256億円の増加)となった。このほか、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととされた。

4月27日、平成二十一年度補正予算3案が提出された。

衆議院では、予算委員会で、4月28日に趣旨説明を聴取し、5月7日から質疑を行い、13日に質疑を行った後可決した。同日の本会議で平成二十一年度補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、5月19日に趣旨説明を聴取し、20日及び21日に質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、22日に参考人質疑、25日、26日に一般質疑、28日に新型インフルエンザ・北朝鮮の核実験と危機管理に関する集中審議(麻生

内閣総理大臣及び関係大臣出席)を行い、29日に締めくくり質疑(麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、同日、3案について採決を行った結果、3案を否決した。

同日(5月29日)の本会議で、平成二十一年度補正予算3案(緊急上程)は、記名投票をもって採決の結果、否決され、衆議院に返付された。これを受け、同日に両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十一年度補正予算3案は成立した。

(4)平成十九年度決算等の審議

平成十九年度決算及び国有財産関係2件(平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書)は、第170回国会において平成20年11月21日に提出され、参議院では、11月26日の本会議で平成十九年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、12月15日の決算委員会で平成十九年度決算外2件について全般質疑を行った。

今国会において、決算委員会では、前国会に引き続き審査を行った。4月6日から6月1日まで7回にわたり省庁別審査を行い、22日に准総括質疑を行った。また、同日の委員会で、決算審査と一括して平成十九年度予備費関係5件(第169回国会提出、4月14日衆議院から送付)の審査を行い、そのうち3件は承諾を与えるべき、2件は承諾を与えるべきでないと決定し、24日の本会議で5件はいずれも承諾しないことに決定した。

6月29日、麻生内閣総理大臣以下全大臣が出席して平成十九年度決算外2件の締めくくり総括質疑を行った後、平成十九年度決

算は是認すべきものでないと決定するとともに、5項目について内閣に対し警告すべきものと議決し、9項目から成る平成19年度決算審査措置要求決議を行った。また、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと決定し、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものと決定した。

7月1日の本会議で、平成十九年度決算は是認しないことに決定し、次いで委員長

報告のとおり内閣に対し警告することに決定し、平成十九年度国有財産関係2件はいずれも是認しないことに決定した。

従来、決算の議決は、本件決算の是認及び内閣に対する警告(いわゆる警告決議)から成っていたが、決算を是認しない場合に警告決議を行ったのは、現行に近い議決方法となった第55回国会(昭和42年)以来初めてのことであった。

3 法律案・条約

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出69件のうち62件が成立し(成立率約89.9%)、継続14件のうち4件が成立した。成立した内閣提出法律案のうち、憲法第59条第2項の規定により衆議院で再議決したものは8件だった。

参議院議員提出法律案は、今国会提出29件及び継続11件のうち1件が成立した。このほか、今国会提出12件及び継続1件が参議院を通過したが、いずれも衆議院で審査未了となった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出55件のうち18件が成立した。また、継続36件のうち1件が成立した。

条約は、今国会提出14件及び継続3件のすべてが国会の承認を経た。このうち1件は、衆議院で承認し、参議院で承認しないことに決定し、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(1)平成二十年度第二次補正予算関連法案

1月5日、平成二十年度第二次補正予算

の関連法案として、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)及び平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(閣法第3号)が内閣から、また、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)が自民及び公明から、それぞれ衆議院に提出された。

このうち閣法第1号は、平成20年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするものであった。また、衆第1号は、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の再開及び期限の延長(平成24年3月31日まで)を行うとともに、新たに銀行等以外の会社(発行会社)からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずることを内容とするものであった。

衆議院では、閣法第1号及び衆第1号は財務金融委員会、閣法第2号は総務委員会、閣法第3号は国土交通委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも1月13日に各委員会で可決した。このうち閣法第1号については、民主から修正案が提出されたが、否決され、同法案は原案どおり可決された。同日の本会議で、平成二十年度第二次補正予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、各案はいずれも可決され、参議院に送付・提出された。

参議院では、平成二十年度第二次補正予算関連法案のうち、閣法第2号は総務委員会、閣法第3号は国土交通委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも2月12日の各委員会で可決された。翌13日の本会議で、両案は可決、成立した。

他方、民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)、社民の共同提案により、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第1号)が1月30日に提出された。同法案は、閣法第1号で定める財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入額4兆1,580億円について、定額給付金の財源に相当する2兆395億円を減額するとともに、定額給付金を給付する事業及び類似の事業に係る国の財政上の措置は行わないものと定めるものであった。

2月9日、本会議で閣法第1号の趣旨説明及び質疑を行った後、同法案並びに参第1号及び衆第1号の3案は財政金融委員会に付託された。

財政金融委員会では、3案について2月

10日に趣旨説明及び質疑、12日に質疑、3月3日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った後、同日、3案について採決を行った結果、閣法第1号は否決された。衆第1号は可決し、附帯決議を行った。参第1号は可決された。

翌3月4日の本会議で、閣法第1号は否決され、衆議院に返付された。衆第1号は可決、成立した。参第1号は可決され、衆議院に提出された。

衆議院では、同日の本会議で、閣法第1号について記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、同法案は衆議院の議決のとおりに成立した。また、参第1号は廃案となった。

(2)平成二十一年度歳入関連法案

平成二十一年度総予算に係る歳入関連法案としては、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第4号)が1月19日に、所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)が23日に、地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)が27日に、それぞれ衆議院に提出された。

このうち閣法第4号は、財政運営に必要な財源の確保を図るため、平成21年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、臨時の措置として平成21年度及び22年度における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものであった。また、閣法第6号は、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、

金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずるとともに、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)に基づき、附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性について規定するものであった。

衆議院では、2月12日の本会議で、歳入関連法案の趣旨説明及び質疑を行った後、閣法第4号及び閣法第6号は財務金融委員会において、閣法第10号及び閣法第11号は総務委員会において、それぞれ審査が行われ、いずれも27日に各委員会で可決された。同日の本会議で、平成二十一年度総予算3案の採決に続いて各案の採決が行われた結果、各案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月18日の本会議で各案の趣旨説明及び質疑を行った後、各案は財政金融及び総務の各委員会に付託された。

財政金融委員会では、閣法第4号及び閣法第6号について、3月19日に趣旨説明及び質疑、24日に質疑、25日に参考人質疑、26日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った後(質疑終局)、27日に両案を否決した。

総務委員会では、閣法第10号及び閣法第11号について、3月19日に趣旨説明及び質疑、26日に質疑を行った後(質疑終局)、27日、両案を否決した。

3月27日の本会議で、両委員会で審査を終えた各案(緊急上程)の採決が行われ、いずれも否決され、衆議院に返付された。

同日の衆議院本会議では、記名投票をもって採決の結果、各議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、平成21年

度歳入関連法案各案はいずれも衆議院の議決のとおり成立した。

(3)平成二十一年度補正予算関連法案

平成二十一年度補正予算の関連法案として、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第65号)及び独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第66号)が4月27日に内閣から、また、日本年金機構法の一部を改正する法律案(衆第20号)が24日、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)、資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案(衆第23号)、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆第24号)が27日に、自民及び公明から、それぞれ衆議院に提出された。

これらのうち、衆第21号、衆第22号、閣法第66号、衆第24号は、衆議院で可決又は修正議決されて参議院に送付され、いずれも参議院で可決、成立した。また、衆第20号及び衆第23号はいずれも廃案となった。

平成二十一年度補正予算関連法案のうち、閣法第65号は、需要不足に対処する観点から、平成21年初から22年末までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該期間を通じて500万円まで贈与税を課さないとの特例を創設するとともに、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の特例、中小企業の交際費課税の軽減等の措置を講ずるものであった。

衆議院では、5月13日の財務金融委員会で改正案を可決した(民主、社民、国民退

席)。同日の本会議で、補正予算3案の採決に続いて採決が行われた結果、改正案は可決され(民主、社民、国民退席)、参議院に送付された。

参議院では、財政金融委員会で、6月16日に趣旨説明、18日に質疑を行った後、否決した。翌19日の本会議で、改正案は否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、法案は衆議院の議決のとおり成立した。

(4)消費者庁関連法案

平成20年1月18日、福田内閣総理大臣(当時)は、施政方針演説において、消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させることを表明した。2月8日の閣議決定により設置された消費者行政推進会議は、6月13日、「消費者庁(仮称)」の設置を提言する「消費者行政推進会議取りまとめ」を福田内閣総理大臣に提出した。同月27日、「取りまとめ」の内容を取り込んだ「消費者行政推進基本計画」が閣議決定され、法制化作業に入った。

消費者庁関連3法案は、平成20年9月19日に福田内閣(福田総理は同月1日に辞意を表明)の下で閣議決定され、第170回国会において、麻生内閣から衆議院に提出された。消費者庁関連3法案のうち、消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)は、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として「消費者庁」を設置することを内容とするものであった。消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)は、消費者庁設置法の施行

に伴い、関係法律について所要の規定を整備することを内容とするものであった。消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、基本方針の策定、地方公共団体の消費生活相談等の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講じることを内容とするものであった。

他方、民主からは、平成21年3月12日、いわゆるオンブズマン的な役割を担う消費者権利官を中心として消費者問題に迅速に対応する新たな機関として内閣の所轄の下に「消費者権利院」を設置する消費者権利院法案(衆第8号)、事業者が違法に得た利益をはく奪し、消費者の被害を迅速に回復するための消費者団体訴訟法案(衆第9号)が、衆議院に提出された。

衆議院では、政府案3案(第170回国会閣法第1号～第3号)及び民主案2案(衆第8号・第9号)について、3月17日の本会議での趣旨説明及び質疑を行った後、消費者問題特別委員会において審査を行った。その間、与野党の間で政府案の修正協議が行われた結果、4月16日の同委員会で、政府案3案について質疑を終局した後、全会派(自民、民主、公明、共産、社民、国民)共同提案による政府案3案に対する修正案を可決し、修正議決した。この修正は、消費者庁設置法案の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改めること、消費者庁に設置することとしていた「消費者政策委員会」を内閣府の審議会等として消費者行政全般に対する監視機能を有する「消費者委員会」に改め、権限を強化すること等を内容

とするものであった。3案は、翌17日の本会議で、委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月22日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、消費者問題特別委員会で23日に趣旨説明及び質疑、27日、28日に質疑、5月7日、8日に参考人質疑、12日に公聴会、22日に質疑(参考人も出席)、28日に質疑(麻生内閣総理大臣出席、参考人も出席)を行った後、同日、3案を可決し、34項目から成る附帯決議を行った。翌29日の本会議で3案は可決、成立した。

(5) 海賊対処法案

近年、中東からマラッカ・シンガポール海峡を経由して我が国周辺に至る海域を含む海上輸送路における海賊行為の発生が懸念され、特に、ソマリア沖・アデン湾においては、海賊が多発急増し、日本企業の船舶への被害のみならず、日本人が人質に取られた事件も発生しており、法制度の整備を含む海賊事案への対応強化が求められていた。このような背景から、3月13日、政府は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第61号)を衆議院に提出するとともに、当面の応急措置として、自衛隊法に基づく海上警備行動により自衛隊を派遣することを閣議決定した。

この海賊対処法案は、「海賊行為」を我が国にとっての犯罪行為としその処罰規定を設けるとともに、保護対象を日本籍船舶に限定せず、海上保安庁による海賊行為への対処、武器の使用、自衛隊による海賊対処行動、海賊対処行動についての内閣総理大臣の承認及び国会報告等について定めることを内容とするものであった。

衆議院では、4月14日の本会議で趣旨説

明及び質疑を行った後、海賊対処・テロ防止特別委員会で審査を行った。その間、与野党の間で修正協議が行われたが合意に至らず、4月23日の同委員会で、民主提案の修正案(自衛隊の部隊が海賊対処行動を実施する場合における国会の事前承認に係る規定等)を否決し、同法案を原案どおり可決した。同法案は、同日の本会議(緊急上程)で可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月27日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で、5月28日に趣旨説明及び質疑、6月2日、4日、11日に質疑、16日に参考人質疑、18日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った後、否決した。翌19日の本会議で、同法案は否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、憲法第59条第2項に基づく同法案の再議決動議(自民及び公明提出)を可決した後、同法案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、同法案は衆議院の議決のとおり成立した。

(6) 国民年金法等改正法等改正案(基礎年金国庫負担割合引上げ)

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成21年度及び平成22年度において財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により2分の1とするるとともに、所得税法等の一部を改正する法律(閣法第6号)の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で2分の1への引上げを恒久化する等のた

め、関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、1月30日に衆議院に提出された。

衆議院では、3月31日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、4月17日の厚生労働委員会で政府案を修正議決した(施行日修正)。政府案は、同日の本会議(緊急上程)で、委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月27日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、厚生労働委員会で、6月2日に趣旨説明及び質疑、4日に質疑、8日に財政金融委員会との連合審査、9日、11日に質疑、16日に財政金融委員会との連合審査、同日に質疑、18日に質疑(午後、麻生内閣総理大臣出席)を行った後、否決した。翌19日の本会議で、改正案は否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、記名投票をもって採決の結果、同院議決案が出席議員3分の2以上の多数で再可決され、法案は衆議院の議決のとおり成立した。

(7)臓器移植法改正案

平成9年(第140回国会)に制定された臓器移植法は、本人の生前の書面による意思表示があり、遺族が拒否しない場合に、脳死した者の身体を含む死体からの心臓、肝臓等の臓器の摘出を認めるものであった。同法制定時の国会審議では、脳死が人の死であることを前提とする中山案(衆議院提出)に対し、参議院において、「脳死した者の身体」を「死体」に含めて臓器の摘出ができるのは「臓器が摘出されることとなる者」が脳死に至ったと判定された場合に限定すること、脳死の判定は本人が脳死判定に従う意思を書面で表示している場合に限り行うこ

とができることとする等の修正が行われ、同修正に衆議院が同意することにより臓器移植法が成立した。しかし、同法に基づく脳死下での臓器移植について提供件数が伸び悩み(平成11年2月から21年2月までに81例)、特に子どもが移植を受ける機会が制約されているとの観点から、同法の見直しが課題となっていた。

このような背景から、平成18年(第164回国会)以降、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案として、計4案(以下、A案～D案と通称)が衆議院に提出された。このうち、A案(第164回国会衆第14号)は、「脳死した者の身体」の定義から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者」に限定する旨の文言を削除し、本人の生前の意思が不明である場合に、遺族等が書面により承諾しているときは臓器摘出を可能とするほか、本人が親族に対し優先的に臓器を提供する意思を書面により表示できるようにすること等を内容とするものであった。B案(第164回国会衆第15号)は、運用上15歳以上とされている臓器提供可能年齢を明示的に12歳以上に引き下げるほか、本人が親族に対し優先的に臓器を提供する意思を書面により表示できるようにすること等を内容とするものであった。C案(第168回国会衆第18号)は、脳死判定の厳格化、生体移植の規制等を内容とするものであった。D案(衆第30号)は、15歳未満の者について、その死体からの臓器の摘出及び脳死判定に係る要件(遺族の承諾、遺族による虐待の疑いがないこと等)を新たに設けることを内容とするものであった。

衆議院では、A、B、C各案について、厚生労働委員会及び同委員会に設置された

臓器移植法改正案審査小委員会で審査が行われてきた。今国会に入り、衆議院では、厚生労働委員会で、5月22日に小委員会における審査の経過及び論点等についての中間報告を聴取した後、新たに提出されたD案の趣旨説明を聴取し、27日及び6月5日に4案について質疑を行った。9日の本会議で、委員会審査中の4案について厚生労働委員長の間接報告を求めるの動議を可決し、厚生労働委員長から4案について中間報告を行い、中間報告に関連して各案提出者から発言を行った。16日の本会議で、4案は委員会から直ちにこれを本会議に移し議事日程に追加して一括議題としその審議を進めるべしとの動議を可決し、4案について討論を行った後、次回の本会議において議事を継続することに決定した。18日の本会議で、4案について前会の議事を継続し、討論を終局した後、次いで採決に入り、まずA案を記名投票をもって採決の結果、賛成263票、反対167票で可決した。A案議決の結果、B、C及びDの3案は議決を要しないものとなった旨議長から宣告された。その結果、可決されたA案(第164回国会衆第14号)が、参議院に提出された。

参議院では、6月23日に民主、共産、社民、無所属の有志議員から、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)が提出された。同法案は、脳死した子どもの身体からの移植術に使用されるための臓器の摘出その他子どもに係る臓器の移植に関する制度について検討を行うこととし、当該検討に当たって、法律施行から1年を経過する日までの間、内閣府に臨時子ども脳死・臓器移植

調査会を設置することとするほか、適正な移植医療の確保のための検討及び検証等について定めるものであった。

衆議院から提出されたA案(第164回国会衆第14号)及び参第26号の両案については、本会議で6月26日に趣旨説明(質疑なし)を行った後、厚生労働委員会で審査が行われた。同委員会では、30日に趣旨説明及び政府に対する質疑を行った後、同日午後、7月2日、6日及び7日午前参考人質疑、同日午後に発議者に対する質疑、8日に視察(東京都)を行った。9日には、発議者に対する質疑の後、自民、民主、公明の有志議員の提案によりA案に対する修正案(現行法の「脳死した者の身体」の定義から削除することとしていた「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者」の文言を復活させること等)が提出され、両案及び同修正案を一括して議題として発議者及び修正案提出者に対する質疑が行われ、質疑を終局した。

7月10日の本会議で、A案及び参第26号の両案について厚生労働委員長の間接報告を求めることの動議を可決し、厚生労働委員長から委員会の審査について中間報告を聴取した。次に、両案を本会議において直ちに審議することの動議を可決して、両案を一括して議題とし、A案に対する修正案(委員会に提出されたものと同じ内容)の趣旨説明を聴取し、参第26号について国会法第57条の3の規定により厚生労働大臣から意見を聴取した後、討論が行われ、残余の議事は延期することに決定した。13日の本会議で、前会に引き続き両案を一括して議題とし、討論終局の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、A案に対する修正案を

賛成72、反対135にて否決し、次いで原案は賛成138、反対82にて可決、成立した。A案の議決の結果、参第26号は議決を要しないものとなった。

(8) 在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定

日米両政府は、平成18年(2006年)5月の日米安全保障協議委員会において、「再編実施のための日米のロードマップ」を取りまとめ、その具体的施策の一つとして、2014年までに在沖縄海兵隊(第三海兵機動展開部隊)の要員及びその家族を沖縄からグアムに移転することに合意した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第1号)は、本件移転を実施するため、我が国政府が、第三海兵機動展開部隊の要員約8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、28億ドルを限度とする資金の提供を行うこと等を内容とするものであり、平成21年2月17日に日米両政府間で同協定の署名が行われ、2月24日に衆議院に提出された。

衆議院では、外務委員会において審査を行い、4月10日の同委員会で承認した。同件は14日の本会議で承認され、参議院に送付された。

参議院では、4月15日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、外交防衛委員会で16日に趣旨説明及び質疑、20日に委員派遣(沖縄)、21日、23日に質疑を行い、5月12日に参考人質疑及び対政府質疑を行った後、同件は承認すべきものでないと決定した。翌13日(衆議院通過から30日目)の本会

議で、同件は承認しないことに決定し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(9) 独占禁止法改正案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)は、平成17年の改正法に基づく施行後2年以内の見直し規定を受けて第169回国会に提出された改正案(第170回国会で廃案)に所要の修正を加えたものであり、排除型私的独占や優越的地位の濫用等を課徴金の対象とするとともに、主導的事業者に対する課徴金の割増し、課徴金減免制度の拡充、事業を承継した会社に対する課徴金納付命令規定等について定めるものであり、2月27日に衆議院に提出された。

衆議院では、4月9日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、経済産業委員会において審査を行い、24日の同委員会で可決した。改正案は、27日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、経済産業委員会で26日に趣旨説明及び質疑、28日に参考人質疑、6月2日に質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。翌3日の本会議で改正案は可決、成立した。

(10) 農地法等改正案

農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)は、農地について耕作者自らが所有することを最も適当としてきた制度を改め、将来にわたって国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用が図られるようにするため、農地法第1条の目的規

定の改正、優良農地確保のための農地転用規制の厳格化、一般企業を含む多様な担い手を確保するための農地の貸借規制の緩和、農地に係る賃貸借存続期間の特例(民法の最長20年を50年に延長)、遊休農地対策の強化、農地利用集積円滑化事業の創設による農地の面的集約の促進等の措置を講じようとするものであり、2月24日に衆議院に提出された。

衆議院では、4月3日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、農林水産委員会において審査を行った。その間、与野党の間で政府案の修正協議が行われた結果、30日の同委員会で、自民、民主、公明共同提案の修正案を可決し、改正案を修正議決した。この修正は、農地法の目的規定に「耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割」を踏まえる旨を明記するとともに、農業生産法人以外の法人等による農地の貸借に係る許可の要件として、法人の業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること等を追加すること等を内容とするものであった。改正案は、5月8日の本会議で委員長報告のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月14日に農林水産委員会が、改正案の付託を前提に視察(静岡県)を行い、6月5日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、農林水産委員会で9日に趣旨説明及び質疑、11日に参考人質疑及び対政府質疑、16日に質疑を行い、討論の後、改正案を可決し、附帯決議を行った。翌17日の本会議で改正案は可決、成立した。

(11) 特定地域タクシー適正化・活性化特別措置法案

タクシー事業をめぐるのは、平成12年の

道路運送法等の改正により14年2月からタクシー事業の需給規制の完全撤廃が行われたが、昨今、長期的にタクシーの需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じている中、20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申された。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(閣法第27号)は、同答申を受け、タクシーの供給過剰等の問題が発生している地域において、タクシー事業者を始めとする地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づくタクシー事業者による自主的な減車を含む事業再構築等の取組並びに特定地域における増車の認可制に係る道路運送法の特例について定めるものであり、21年2月10日に衆議院に提出された。

他方、5月12日、民主、共産、社民、国民の共同提案により、野党案2案が衆議院に提出された。このうち道路運送法の一部を改正する法律案(衆第28号)は、目的規定にタクシー事業の公正な競争を確保することを追加するほか、事業参入許可の際の需給要件、増車等に係る認可制、運賃及び料金の認可基準の見直し等について定めるものであった。また、特定地域における一般乗用旅

客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(衆第29号)は、政府案について、目的規定に「地域における交通の健全な発達に寄与すること」を追加し、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度を導入する等の修正を加えたものであった。

衆議院では、4月21日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行った後、5月13日の国土交通委員会で政府案及び野党案2案の趣旨説明を行い、その後、質疑を行った。その間、与野党の間で政府案の修正協議が行われた結果、6月10日の同委員会で、野党案2案の撤回を許可し、政府案について質疑を終局した後、自民、民主、公明、共産、国民共同提案の修正案を可決し、政府案を修正議決した。この修正は、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度の導入、タクシー制度の在り方の検討、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準の見直し等を内容とするものであった。政府案は、翌11日の本会議で委員長報告のとおりに修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月12日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、国土交通委員会で16日に趣旨説明及び質疑、18日に質疑を行った後、政府案を可決し、附帯決議を行った。翌19日の本会議で政府案は可決、成立した。

(12) 水俣病被害者救済・水俣病問題解決特別措置法案

日本の公害問題の原点といわれる水俣病被害の救済については、公害健康被害補償法(公健法)の認定を受けた者に対し補償が行われてきたが、認定を棄却された者による訴訟が相次いだことを受け、いわゆる

平成7年の政治解決において、一定の要件を満たす者に対する一時金の支払と紛争の終結等を内容とする解決策が当時の連立与党によって取りまとめられ、当事者間における紛争の解決が図られた。しかし、平成16年、政治解決後も唯一継続された関西訴訟の最高裁判所判決で、公健法の認定に係る判断条件を満たさない者も水俣病の被害者とし、原因事業者のみならず国及び熊本県も不作為による損害賠償責任を負うこととする判断が示され、この判決を契機として水俣病の被害者として救済を求める者が急増した。

こうした現状を踏まえ、与野党から水俣病未認定患者の救済を図る新たな法律案が提出された。

与党側は、平成19年10月に与党水俣病問題に関するプロジェクトチームで取りまとめられた「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」を基に、21年3月13日、自民及び公明の共同提案により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(衆第10号)が衆議院に提出された。同法案は、四肢末梢優位の感覚障害を有する者を早期に救済するため、政府は、一時金、療養費及び療養手当の支給(救済措置)に関する方針を定め、公表することとするともに、公的支援を受けている関係事業者(原因企業であるチッソ)の経営形態の見直し(分社化)、公健法に基づく水俣病の地域指定等の解除について定めるものであった。

他方、参議院では、4月17日、民主から、水俣病被害の救済に関する特別措置法案(参第16号)が提出された。同法案は、全身性の感覚障害や口の周囲の感覚障害を含

む5類型の疾病要件を満たす水俣病被害者に300万円の水俣病被害者給付金、医療費等の自己負担相当額、公健法と同等額の療養手当、月額1万円の特別療養手当の支給について必要な事項を定めるとともに、健康管理事業、特定疾病多発地域居住者等の健康に係る調査研究等について定めるものであった。

両案をめぐって、与党(自民、公明)及び民主の間で協議が行われた結果、7月2日に法案の一本化で合意した。これを受け、翌3日、衆議院では、環境委員会で水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆第45号)の起草及び委員会提出を決定し、同法案は同日の本会議(緊急上程)で可決し、参議院に提出された(衆第10号及び参第16号は、いずれも同日撤回)。同法案は、衆第10号に比して、救済対象として「四肢末梢優位の感覚障害を有する者」のほか、全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を加えるとともに、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し(分社化)については、特定事業者が一時金の支給に同意していること等を分社化の事業再編計画に係る環境大臣の認可の要件に加えること等を内容とするものであった。

参議院では、環境委員会で7月7日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、共産提案による全部修正案(水俣病とすべき疾病について水俣病の認定をするための法制上の措置等の内容)を否決、法案を原案どおり可決した。翌8日の本会議で、法案は可決、成立した。

(13) 北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び

核実験への対応

3月12日、北朝鮮から関係国際機関に「試験通信衛星」の打ち上げのための事前通報があり、4月5日、北朝鮮北東部沿岸地域のテポドン地区からミサイル1発が発射され、日本列島東北地方上空を越えて3,000 km以上飛翔した後、太平洋上に落下した(推定)。

これに対し、参議院では、4月5日のミサイル発射に先立ち、「北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議」(3月30日決議案提出、翌31日本会議可決)を行い、ミサイル発射後に「北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議」(4月7日決議案提出、翌8日本会議可決)を行った。

また、政府は、4月10日の閣議で、平成18年10月の北朝鮮の核実験実施発表を契機に我が国が実施している「すべての北朝鮮籍船舶の入港禁止」の措置及び「北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止」の措置の期限が4月13日に到来するため、両措置を継続するとともに、これまで半年ごとの期限としてきた現行措置の期間を1年間に延長することを決定し、4月21日に特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)及び外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)を衆議院に提出した。このうち、閣承認第2号は、6月25日に衆議院を通過し、参議院では、30日の国土交通委員会で承認、7月1日の本会議で承認された。

北朝鮮は、その後も相次いで弾道ミサイ

ルなどの発射を行ったほか、5月25日には平成18年10月以来2回目となる核実験を実施した。

これに対し、参議院では、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議」(5月27日決議案提出、同日本会議可決)を行った。

また、国連安全保障理事会は、6月12日(日本時間13日)、決議第1874号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮が実施した核実験を「最も強い表現で非難」し、平成18年の核実験の際に採択された決議第1718号による核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の輸出入禁止の措置を強化するとともに、国連加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施を要請するものであった。

同決議の採択を受け、政府は、6月16日、北朝鮮に向けたすべての品目の輸出を禁止することを決定し、6月18日に外国為替及

び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)を衆議院に提出した。

同承認案件は、先に提出された閣承認第3号とともに一括して審議が行われ、両件は、7月2日に衆議院を通過し、参議院では、8日の経済産業委員会で趣旨説明が行われたが、衆議院の解散に伴い審査未了となった。

また、国連安全保障理事会決議第1874号が北朝鮮禁輸品目の貨物検査を国連加盟国に要請していることを踏まえ、海上保安庁及び税関に貨物検査を行う権限(領海及び公海においては、船長等の承諾が必要)を与える北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案(閣法第69号)が7月7日に衆議院に提出され、14日に衆議院を通過したが、衆議院の解散に伴い審査未了となった。

4 調査会

第168回国会に設置された調査会のうち、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会は、次の表の

とおり、2年目における調査の経過及び結果を記載した調査報告書(中間報告)を議長に提出し、本会議で口頭報告を行った。

報告書名	調査テーマ	提出年月日	本会議口頭報告年月日
国民生活・経済に関する調査報告	幸福度の高い社会の構築	21.5.27	21.5.29
少子高齢化・共生社会に関する調査報告	コミュニティの再生	21.6.10	21.6.12

5 その他

(1)国会同意人事案件

今国会、議院運営委員会において所信聴取を行った人事案件は、延べ数で、人事官2名及び検査官1名であった。議決結果は、衆議院同意・参議院不同意のものが人事官1名、衆参両議院が同意したものが人事官1名及び検査官1名であった。

(2)決議

決議案は、10件が提出され、「雇用と住居など国民生活の安定を確保する緊急決議案」(1月7日提出、同日可決)、「第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案」(3月17日提出、同月18日可決)、「北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案」(3月30日提出、同月31日可決)、「北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案」(4月7日提出、同月8日可決)、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案」(5月27日提出、同日可決)、「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案」(6月17日提出、同日可決)、「内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案」(7月13日提出、14日可決)の7件が可決した。このうち、内閣総理大臣問責決議案は、民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)、共産、社民の共同提案で提出され、可決した。参議院において内閣総理大臣問責決議案が可決されたのは、昨年6月11日(第169回国会)以来、2例目であった。

(3)参議院改革の動き

(参議院改革協議会)

参議院改革協議会は2回の調査検討を行った。

4月10日、清水谷議員宿舎の整備の経緯について事務局から説明を聴取した後、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

5月27日、前回に引き続き、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

(参議院改革協議会専門委員会(選挙制度))

専門委員会(選挙制度)は、3月11日、これまでの経緯について事務局から説明を聴取した後、意見交換を行った。

次に、7月1日、各会派における検討状況について報告した後、意見交換を行った。